

勝山市農業委員会 議事録

平成28年9月28日

勝山市農業委員会

会議の概要

事務局長

ただいまより、9月の定例農業委員会を開催いたします。

事務局長

本日の会議ですが、12番 吉川豊委員は所用のため遅刻する旨の届出がありました。4番は所用のため欠席する旨の届出がありました。

事務局長

それでは、会長よりごあいさつを申し上げます。

議長

(挨拶省略)

議長

それでは、本日の会議に入ります。
はじめに事務局より9月分の経過報告を申し上げます。

事務局

それでは、9月分の経過報告を申し上げます。

9月15日(木)の臨時農業委員会について説明いたします。

別紙議案書第18号と裏面の図面をあわせてご覧ください。内容は、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてで、●●が砂利採取をしている若猪野20字1番、2番、3番、4番の合計4筆、9589㎡において、一時転用期間が平成27年9月25日から平成28年9月24日の一年間の許可がでているものについて、期間を10月24日まで延長したいというものです。

場所は、図面中ピンク色で囲んである部分です。黄色部分が採取中、オレンジ部分が8月定例農業委員会で承認を得て10月上旬に許可予定の場所です。工期延長理由は、土木事務所からの要請により、奥越管内での土木工事等の残土の受け入れ先の指定を受け、じゅうぶんな残土の確保を見込んでいたが、各工事からの残土搬出量と搬出時期が当初計画よりズレが生じたためです。

この件については、9月12日に●●から相談を受け、県と協議をしました。工期の最終日の9月24日までに期間延長の許可が出ないと、工事がストップしてしまうことになるのでその前に手続をしてほしいということになり、急きょ臨時農業委員会というかたちで、会長、職務代理、農地委員長、農地副委員長に説明させていただき、承認をいただきました。期間延長の事業計画変更申請については、9月21日に県地域農業課で農地転用許可ヒアリングを受け、農地転用許可状況の下段にも書いてありますが、9月23日付で許可がおりています。

また、期間延長をする場合には、早い時期に農業委員会に相談すること、1年の期間は必ず守るよう●●に指導しました。

議長

事務局の報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はございませんか。

議長

ないようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、8番 山内百合子委員、11番 北山 謙治委員の両名にお願いします。

議長 これより議事に入ります。

議長 それでは、日程第1 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請認定についてを議題といたします。このことについては、日程第3 議案第21号 現況証明願いの2番、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知についても関連していますのであわせて事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請認定1件については、議案第21号 現況証明願いの2番と、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知1件と関連していますのであわせて説明いたします。

「議案第19号、議案第21号2番、報告事項 農地法第18条第6項 説明」

議長 このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

5番 9月20日の日に●●委員と●●委員と私と事務局と一っしょに現地確認に行ってみました。●●さんの田んぼですが、資料は4ページになります。稲が植えられている場所になります。現地確認に行ったときは、既に刈り取られた後でした。もうひとつの農地については6ページの写真のとおり、そばが植えられていました。●●さんは、現在も耕作をされていますし、農機具も持っておられますので、問題はないかと思います。それから21号の現況証明ですが、13ページの家と機業場の写真についても、現地確認に行ってきました。機業場の部分は宅地になっていますが、住宅部分はまだ畑のままになっているということで、現況証明をしてほしいということで確認してきました。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

職務代理 住所について、以前の農業委員会でもありましたが、●●さんの現住所と下の地番が違っていますので事務局から指導するようにお願いしましたので、事務局よろしくお願いたします。

議長 ほかに何かございますか。
それでは、最初に議案第19号について採決いたします。
議案第19号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議長 ないようですので、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請認定については原案のとおり承認することに決しました。
議案第21号の現況証明願いの2番については、後程1番とあわせて採決をいたします。よろしくお願いたします。

議長 次に、日程第2 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付についてを議題とします。こちらについても日程第3 議案第21号1番と関連をしていますので、あわせて事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付についてと、議案第21号1番についてあわせて説明いたします。
「議案第20号 、 議案第21号1番 説明」

議長 このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

16番 9月20日午前9時から●●委員と●●委員、私と事務局員と申請のあった所に調査に行ってきました。所有者●●さんから●●さんに所有権移転をするものです。理由につきましても、古い小屋を取り壊し駐車場にするための進入路を設置したいということであり、許可してもよいと思われまます。
続きまして北西俣の53-7●●さんから現況証明願いが出ているものでありますけど、53-5-2、53-7-1、2、3については登記簿畑となっておりますけど、本人より住宅が建っているということで、非農地であると証明してもよいと思われまます。

議長 以上のおおりの説明はお聞きのおおりのとおりです。
それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか？

議長 これより、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付について採決いたします。
議案第20号は、原案のおおりの承認することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議長 ないようですので、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見送付については原案のおおりの決しました。

議長 引き続き、議案第21号 現況証明願いについて採決いたします。
議案第21号は、原案のおおりの承認することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議長 異議がないようですので、議案第21号 現況証明願いについては原案のおおりの決しました。

議長 次に、報告事項に入ります。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。

議長 このことについて何かありませんか。

議長 次の農地法第18条第6項の規定による通知については、先ほど事務局より報告がありましたので、省略させていただきます。

議長 次に、農業協同組合、土地改良区、議会より報告がありましたらお願いします。

7番 土地改良区の代表として出席しているので、今回のような土地の所有権移転があった場合、事務局に情報を流していますが、新しい所有者が連絡をするような方法はないですか。

職務代理 土地の所有者が土地改良区に連絡することが本来の姿だと思います。

事務局 特に事務局として通知をしたことがございませんけど、今後通知をしたほうがいいと思いますので定例会が終わりましたら、通知をさせていただこうと思います。

議長 新権利者の方にも土地改良の報告をしてくださいよというわけですね。

事務局 その意見につきましてもこれまでしていなかったもので、今後そのように指導していきたいと思います。

7番 しないといけないのは、負担金がかかるころの人がしないといけない。土地を喪失しましたという申請を土地改良において、してもらわないと負担金をいつまでも払わないといけない。それは本人の問題。逆にいえば、そんなこと知らなかったとかいう事例がいくつかあるので、土地改良した田を買った場合、義務は発生しますよというのを説明していただくとありがたいです。

事務局 はい、わかりました。

事務局 土地改良区と連携をとりまして、情報をすぐ渡すようにしていきます。

議長 その他に入ります。
福井地区農業委員会協議会委員研修と福井県農業委員大会について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、福井地区農業委員会協議会委員研修と福井県農業委員大会について説明いたします。
「説明、研修出欠確認」

議長	次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明を願います。
事務局	次回は、10月25日（火）午後1時30分からの開催となります。 場所は、市役所3階第1会議室となります。よろしくおねがいたします。
議長	9月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。
職務代理者	「閉会のことば」

勝山市農業委員会会議規則第16条の規定により、会議の顛末を証するためにこれに署名する。

議 長 松村 勘兵衛

8 番 山内 百合子

11 番 北山 謙治